

障害者虐待に関する一考察 ～当事者からの警鐘～

The Issue of Abuse of People with Disabilities : Wake-up call from the Disabled

太田 眞智子
Machiko OTA

要旨

障害者虐待防止法が2011年6月成立し2012年10月施行された。施行後も障害者虐待の報道が後を絶たない。福祉の仕事に情熱をもって入職した施設従事者が、何故傷害事件を起こすことに繋がってしまうのか、どうしたら防ぐことができるのか、法律が作られ罰則規定が定められても変わらない現実の中で苦しむ当事者^{注1)}が大勢存在する。施設従事者が今一度、当事者からの声を警鐘として、真摯に受け止め、自分自身を振り返ることが求められていると筆者は考える。

筆者は2009年重い機能的障害^{注2)}を持ち、その生活の大半において、「介助」が必要である人たちにとって、「介護者」^{注3)}とはどういう存在なのか。その当事者自身の「介護者」に対する思い、エピソード、悩み、そして望みなどをインタビューの中で語っていただき、その語りを通して、介護者のあり方を整理する研究を行った。そのインタビュー結果から得られた、「困った介護者」は、「人権意識や平等感覚が欠如している」「価値観を押し付ける」「主体性を奪う職員」と考えるに至った。障害者虐待における当事者からの声は、一人ひとりの施設従事者が自らを振り返る材料、虐待加害者に陥らないための警鐘になりうると筆者は考える。

1 はじめに

2015年2月、テレビニュースで視聴者の目に飛び込んできたのは「就労支援事業B型」と思われる現場で、施設従事者と思われる人が、利用者に対して頭部へ平手打ちをしている様子や苛立ちながら空箱を投げ捨てるといった場面である。それは利用する人たちにとって、苦痛の場所であろうことが容易に想像される映像であった。

2012年2月、病院看護師による精神障害のある男性への首の骨を折るという暴力も報じられた。

狭い室内での2名の職員からの虐待映像である。他のニュース¹⁾でも、男性職員による知的障害のある女性への性的虐待や、経済的虐待等について数多く報道されている。2013年、19歳の入所者が施設従事者の暴力の結果、重症敗血症による多臓器不全で死亡した袖ヶ浦福祉センターでの事件は記憶に新しい。

施設従事者は、福祉を仕事とするときに、初心は「障害のある人の役に立ちたい」「社会に貢献したい」という思いをもって入職したのではなかったか。利用される人たちの笑顔や築かれる関係性の中に喜びを持っていたのではなかったか。何故このような傷害事件を起こすことに繋がってしまうのか、どうしたら防ぐことができるのか、法律が作られ罰則規定が定められても変わらない現実の中で苦しむ当事者が多数存在する。施設従事者が今一度、当事者の声を真摯に受け止め、自分自身を振り返ることが求められていると筆者は考える。

筆者は2009年、重い機能的障害を持ち、その生活の大半において、「介助」が必要である人たちにとって、「介護者」とはどういう存在なのか。その当事者自身の「介護者」に対する思い、エピソード、悩み、そして望みなどをインタビューの中で語っていただき、その語りを通して、「介護者」のあり方を整理する研究を行った。そのインタビュー結果から得られた「困った介護者」像は、障害者虐待を引き起こすリスクの高い人々と考えられる。「困った介護者」に関する語りは、虐待を少しでも防ぐために、一人ひとりの施設従事者が自らを振り返る材料、虐待加害者に陥らないための警鐘になりうると筆者は考える。

2 障害者虐待防止法について

(1) 障害者虐待の概要

2011年6月「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下障害者虐待防止法）は議員立法により成立し、2012年12月施行された。2000年施行の児童虐待防止法、2006年施行の高齢者虐待防止法に続くものである。

障害者虐待防止法は障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加を推進するために虐待を防止し、障害者の権利利益の擁護及び養護者への支援を目的としている。

この法律における「障害者」とは、「身体・知的・精神障害その他の心身の機能に障害があって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に制限を受ける状態にある者」となっている。この定義は2010年改正された障害者基本法にもとづき、従来の身体的・知的・精神的な機能的側面からのみ「障害」を捉えるのではなく、「社会的障壁」という社会モデルで障害を捉えている。

法律の内容としては、養育者（家庭）、障害者福祉施設従事者²⁾（施設）、使用者（職場）を対象に虐待を発見したものに通報義務が課せられ、市町村に「市町村障害者虐待防止センター」、都道府県に「都道府県障害者権利擁護センター」を対応の窓口として設置され業務が行われている。虐待の種類は、高齢者虐待防止法と同じ身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待の5分類である。

「障害者虐待防止法第2条第4項」には障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について次のよう

¹⁾ 高齢者、障害者虐待に関連する記事一覧 - Yahoo!ニュース
news.yahoo.co.jp/related_newlist/aged_handicapped_abuse/ -2015年9月5日閲

²⁾ 注：障害者福祉施設従事者は以後、「福祉施設従事者」と表記する。

に定められている。

- ①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による
①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

また第4条には障害者虐待の防止策として、「民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（第1項関係）」及び「障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置」があげられている。

（2）障害者虐待防止法制定の背景

障害者虐待防止法制定の背景には、障害者への虐待が後を絶たないという現実がある。家庭では、障害のある人が生きるための制度や保障がまだまだ不十分な中で、家族に努力が強いられている現状がみられる。そのために家庭内には、児童虐待や高齢者虐待と同様、介護ストレスを原因とする虐待が存在していると考えられる。こうしたこともあり、同法は虐待への対応だけではなく養育者への負担軽減のため、相談や指導助言等の支援について制度としても規定されている。

2006年には、第61回国連総会において障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が採択された（翌年、日本政府署名・2014年批准）。障害者権利条約は、すべての障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、また、保護・確保すること、さらに障害者の固有の尊厳を尊重すること等を目的としている。そしてこの目的等を前提としながら、「搾取、暴力及び虐待からの自由（16条）」とともに、「身体的自由及び安全（14条）」、「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（15条）」を障害者の権利として明記し、虐待防止や権利擁護に関する取り組みを要請している³⁾。日本においても、本条約の批准がなされ、障害者の人権の尊重や権利擁護の具体化に対する、社会全体の意識も高まってきているといえる。

しかし障害者虐待防止法が施行された後の2012年11月28日、千葉県の子供発達センターに対して理事長の利用者に対する殴る・蹴る等の身体的虐待について内部職員からの通報に基づき、県が立ち入り調査を行った。理事長は傷害容疑で逮捕されるという報道があった。虐待は福祉施設だけではなく、使用者（職場）の虐待についても1995年水戸アスカ事件や2008年札幌三丁目食堂事件等々、深刻な身体的・経済的虐待の事件が生起している。またこうした事件として露見した深刻な事例だけではなく、施設における何気ない職員のひとつ（子供扱いや見下した言い方など）が利用する人の心を深く傷つけてしま

³⁾ 障害者虐待防止の研修のためのガイドブック - 全国社会福祉協議会 (Adobe PDF) - html で見る
www.shakyo.or.jp/research/2013_pdf/130516.pdf 2015年8月18日取得

う心理的虐待がおこる現状がある。

障害のある人への虐待の背景には歴史的な差別や偏見があるのではないか。障害のあることは恥ずかしいこと、人間として劣っているという考え方があるのではないか。障害のある人たちは権利の主体者として生きる、自己決定し権利を主張することが封じ込められてきた、そうした社会の在り様が影響しているのではないかと筆者は考える。

3 研究の目的

筆者は2009年、重い障害を持ち、その生活の大半において、「介助」が必要である人たちにとって、「介護者」とはどういう存在なのか、その当事者自身の「介護者」に対する思い、エピソード、悩み、そして望みなどをインタビューの中で語っていただき、その語りを通して、「介護者」のあり方を整理する研究を行った。インタビュー結果として抽出されたテーマは①信頼できる介護者②困った介護者③資格・専門性について④関係性について、であった。本論ではそのインタビュー結果から抽出されたテーマ「困った介護者」について取り上げ、考察を行う。さらに虐待を防止するためには何が必要なのかについて述べる。なお本論においては、障害者「福祉施設従事者」による虐待について論じていくこととする。よって以下協力者中、施設入所されている4名（A氏・B氏・C氏・F氏）について分析対象とした。

4 研究方法

上記のように、本論では以下の6名のうち4名を分析対象とするが、2009年のインタビュー結果を切り離しては研究が困難なため、2009年当時の記述をそのまま使用するものである。

(1) 調査手続き

- 1) 身体に障害を持つ6名の方に半構造化インタビューを行った。インタビュー時間は各自30分から100分であった。
- 2) 協力者一覧

表-1

仮名	性別	年齢	障害名	居住地
①	女性	50歳台	脳性麻痺	甲市 施設
②	男性	60歳台	頸椎損傷	甲市 施設
③	女性	40歳台	筋ジストロフィー	丙市 施設
D	男性	50歳台	脳性麻痺	丁市 在宅
E	女性	50歳台	脳性麻痺	丁市 在宅
④	男性	60歳台	筋ジストロフィー	戊市 施設

※なおFさんについては、録音については了解を得られず、インタビューをまとめた内容をメールで伝え、承諾をいただいたものを分析に使わせていただいた。

- 3) 半構造化インタビューをおこなうにあたり、基本となるインタビューガイドを作成した。
- 4) 許可を得て録音し、作成した逐語録を分析資料とした。また面接過程において面接者・協力者・の思いやしぐさなども合わせて逐語録に整理した。

(2) 調査期間

2009年3月～7月

(3) 倫理的配慮

インタビュー調査に当たり研究参加承諾書に署名をいただいた。調査依頼に際して、調査内容・目的に関し文書での説明を行った。調査結果については匿名とし、個人が特定されないよう配慮を行い、また結果に関し、目的以外には使用しないことを文書において明確にした。さらに各人の逐語録を作成し、メール及び郵送で送り、記載内容について確認を依頼し、許可を得た。なお東洋大学大学院倫理委員会において調査方法、内容について承認を得た。

(4) 分析方法

- 1) 録音したテープの逐語録を順に単位化し、カードに記入した。
- 2) 類似性のあるカードを集約（グルーピング）しテーマとした。さらに分類を行い、カテゴリー化した。
- 3) 抽出されたカテゴリーについてそれぞれ「インタビュー結果」（以下「結果」とする）を述べ「考察」を行なった。
- 4) インタビュー結果を分析した結果、以下のテーマが抽出された。グルーピングされたテーマに従い、協力者の語りを示し、考察を行なった。
- 5) 本論については協力者の中の施設入所されている4名について分析対象とした。

5 「信頼できる介護者」について

「困った介護者」について述べる前に、当事者が語った「信頼できる介護者」について要約する。

インタビューに協力してくださった当事者は、「介護者」に「人間関係を築くための内面的な豊かさ」を望み、その上で「当事者の立場に立つ姿勢」「楽しみやユーモアを大切に」「望みや要望を理解し、その実現のための工夫を惜しまない姿勢」「障害への理解と個別性への理解」を望む。

当事者の語りで一番多かった内容は、「気持ちや思いを察することのできる感受性」であり、「当事者の立場に立とうとする、理解しようとする姿勢を持つ人」であり「人格を尊重する人」であった。当事者は技術的な側面よりも、「人間関係を築くための内面的な豊かさ」信頼関係を築くための人間としての感性の深さを希望しているといえる。そして当事者は決して受身の立場で、「優秀で質の高い介護福祉士」を求めているわけではなく、自ら生きるために、人生を豊かにすることを支援できる「信頼できる介護者」を希求していることがわかった。

6 「困った介護者」の内容 インタビューの内容とまとめ

「困った介護者」というテーマからは、施設入所者の語りから以下の4つのカテゴリーが抽出された。

- (1) 介護者（スタッフ）主導の介護・頼まれたくないオーラ
- (2) 平等感覚の欠如・感情にムラがあることの弊害

- (3) 価値観の押し付け・型にはめる介護者
- (4) 障害への理解・配慮と個別性への理解のなさ

以上の4つのカテゴリーに沿い、協力者の語りを示し考察を行う。

1-1 「介護者」主導の介護・頼まれたくないオーラ

(1) Cさんの語り

Cさんは、現在居住している施設の前に北関東X県の施設で暮らしていた。その施設での経験と「介護者」の姿勢、現在暮らす施設で出逢った「介護者」を次のように語った。

- ・入居者がやってほしいということよりも、そのスタッフ側の動きとか効率的に動くとか、っていうそういうスタッフ側の動きなんかを優先的にするっていうのはやめてほしいなと思う。
- ・ここは昔から作った人が患者さんだったので、すごく入居者のことを大事にするっていうやり方っていうのかな、そういう雰囲気があって、その当時からいい雰囲気があった。北関東X県の方は古い施設だったから、スタッフ主導みたいな感じ。利用者が小さくなっていたり、がみがみ怒られたりとか、私なんかもあったし。ご飯を介助してもらった時に、そのスタッフがどんどん口に運んでくるのね。で、ここに来たら、何を食べたいとか、ちゃんと聞いてその食べたい物を口に運んであげているのを見て、違うなって思った。
- ・頼まれたくないオーラを出している方……関係性がいいからそういうこと言うんだと思うんですけど私にスタッフが、「すぐに効率性のこと考えてるんだ」って言うのね。「常に楽しみたいから、どうすれば楽できるかを考えてるんだ」って言う。私も「それも大切よね」って言うけど、確かにその人はてきぱき動いて、今やりながら、次のことまで考えて、何をするのも早いです。ある程度上手だし。そういうこと聴いちゃうと、今このこと頼む時間ではないけど、ちょっとこういうことやってほしいと思っても頼めなくなっちゃうんですね、その人に。うーんその人も頼まれたくないオーラを出しているんですけど。

Cさんは以上のように、「介護者」主導の北関東X県の施設と、現在暮らす施設の「介護者」の姿勢の違いについて語ってくれた。「スタッフ主導みたいな感じ」で利用者が小さくなり、食事の時はどんどん口に運んでくるといった「介護者」主導の介護を行なう「介護者」を「困った介護者」として語った。そして、仕事の忙しさの中で「効率性を考えている」と、ある「介護者」の言った言葉を例に「頼まれたくないオーラ」を出している人には、自分の生活にとって必要な介護「頼む時間ではないけれどちょっと頼みたいこと」を「頼めなくなってしまう」と語る。

なおCさんは、この例に出した北関東X県の施設について、「何年前遊びに行ったとき、職員の雰囲気が変わったっていうか、物腰が柔らかくなったっていうか、ちょっと感じたんですけど、今どうかというのはわからないんですけど、移ってきた当時は全然違いました。」と施設の変化についても心を砕いて語ってくださったことを付記しておく。またこうした「職員の効率性を優先した動き」は単に「介護者」個人の問題ではなく、施設の理念や現在の福祉政策に対する警鐘でもある。

麦倉はある身体障害者療護施設⁴⁾の利用者の起床時間について、その施設の建前である「個人の希望、ライフスタイルに合わせて」行なうことが難しく、「少ない人員でいかに効率よく起床介護を行なっていくかという施設側の効率性の論理によって決まってしまう」現状について述べ、「施設側の都合によって何をどのように介護するのかが決められてしまい、利用者を選択の余地がほとんどないという現状に対しては、利用者だけではなく実際に働いている施設従事者も大きなディレンマを感じてい

⁴⁾ 現障害者支援施設

ることがわかる」と効率的な仕事のあり方を求めざるを得ない施設従事者の状況、ディレンマについて述べている。⁵⁾

Cさんの語りはそうした施設の状況の中で、介護せざるを得ないスタッフのディレンマを理解し、しかし譲れない「スタッフの効率を考えた動き」や「介護者の姿勢」に警鐘を鳴らしていると理解できる。

以上をまとめると以下ようになる。

- ・「介護者」主導の介護への警鐘（Cさん）
- ・頼まれたくないオーラ（Cさん）

1-2 平等感覚の欠如・感情にムラがあることの弊害

(1) Bさんの語り

Bさんは数年前、一人の「介護者」の介護姿勢に疑問を持ち、何とかその「介護者」を変えようと努力する経験を持つ。

来たばかりの頃は、お題目のようにノーマライゼーションとってたんです。その当時はね。ようするに一般的にいうとね、平等感覚というか、そういう観点でいいますとね、やっぱりそういうことにかけている人が、この施設にも残念ながらいましたよ、それでやっぱりそれは、他の人のためにも、僕は口が利けるからね、あのまあ、言語障害のある人もいるわけですから、代表してね、そういうことを除去するために、自分も多少恩恵に預かっている身としてあの努力しなければいけないということで、それで話し合いの場を持ったんですね。まあ率直に文章にしてね、こういうことで私は貴方の介護がいやなんですと苦情を書いて、(中略) そしたら相手が悟ってくれまして自然に辞めていかれたと、そういう経緯があります。一回口頭で話し合いの場を持つ機会を持ってそれで改善されないから、文書でやってそれで、それでも改善されないから園長をはさんと話し合いの場を持ちました。それで結論は介護をしなくてもいいと、私の場合はね形としては私の介護拒否という形で、全然私にノータッチになった。ですね、そういう経緯がありました。もうその方一人だけですけどね、そういうトラブルを抱えたというのはね。まあその方の一番、まあ冷静になって、多少熱くなっていたかもしれませんが、冷静になって考えると、まあノーマライゼーションの精神からは遠くはなれていたように思いますね。

その「介護者」について、ある冊子に述べており、その内容についてBさんの承諾を得たのでここに掲載することとした。

「仲間の中で『あの人の介護は受けたくない』と『言われている職員。介護福祉士を持つ大学卒の介護者。平素から激情型のAさんと話し合うとき、冗談や不用意な発言でもすれば、冷静さを失い、常軌を逸した態度の出ることもある。面倒だが一筆したためることにした。』

『自分がされたいやなことはしない最低限の思いやりもってほしい』『介助を職とする人の必須の条件と思うのがか』『他人に誤解されやすいと自覚しているか。先般私の腕にものをぶつけた際、そんなところにいる奴が悪いと言った。あなた自身に置き換えて考えてほしい。冷静に自分の態度のどこ

⁵⁾ 当論文は「施設から地域へ」という福祉政策の大きなパラダイム転換の時期にあたり、その政策策定にあたり障害のある当事者の経験が十分に反映されているのかを視点として、二つの身体障害者療護施設の当事者及び職員からインタビュー調査を行ない、「そこで暮らす人たちが何を悩み、何を望んでいるのかを明らかにする」ことを目的とした論文である。当事者の入所要因、生活の中での基本的な生活の状況、今後の希望する生活形態と地域移行への支援について論じられている。(麦倉泰子《2006》「身体障害者療護施設におけるケアの質とディレンマ」関東学院大学文学部 紀要 第109号P108～118)

が周囲に受容されないか』分析し考えてほしい。翌日彼は部屋に『酒を飲もう』とやってきた。その後も変わらない。ある日深夜隣の居住者の介助中、やたらに大声で話しかける。もう少し声を小さくしてほしいと頼むと『人のことをいちいち文句を言いやがって、うるせえな、やってやらなきゃ何もできないくせに、あんたの介護なんてばかばかしくて、やってられねえぞ』『夜中にそときて首を絞めればイチコロだあ』と言う始末。ある種勇気を要したが、園長に直訴し介護拒否に至った。信頼関係の再構築はならず。その後『俺はこの職場にはあわない』と退職。その後この事件が警鐘となり、第三者機関で構成された人権擁護委員会が設置される」。

Bさんは、以上のように、平等感覚がかけており感情的にムラのある「介護者」を「困った介護者」として語った。そしてその人は「ノーマライゼーションの精神からは遠くはなれていた」と。Bさんは「だけどその嫌悪感というのか特別に意識しなければならない様な方っていうのは、あえてまあ作らないようにした、というか、自分で。そういう苦手意識を持つとね、自分がもう大変な思いするからね、だから施設で暮らすには、暮らし方っていうのを学びました」。そして「やっぱりこちらが願う立場ですからね、そんな一々あれが出来ていないとかそういうような指摘をするとね、お互いが売り言葉に買い言葉になっていっちゃうんでね。だからそういう風に、あっこういえば角が立たないかな、とかそういうことを常に考えていましたね」と長い経験の中での「介護者」との距離感、関わりのある方を語った。

(2) Cさんの語り

Cさんは、機嫌によって変化する「介護者」の姿勢を次のように語る。Cさんは、現在居住している施設の前に北関東X県の施設で暮らしていた。下記の「・の2段目」はそのときの経験から語った内容である。

- ・機嫌がいい時と悪いときがはっきり分かるような、感情的でこう来るような人は私は苦手です。
- 機嫌が悪い時といい時がはっきりしているような……
- ・大部屋で7人くらいいたんですけど、右と左に別れていて、右の方に職員が何かをやっていて、左の人がナースコールを鳴らすと、「俺がここにいるのが分からないのか」って言ったりとかありましたね。

Cさんは機嫌のいい時と悪い時があり感情的にムラのある人は、「困った介護者である」と話す。また「俺がここに居るのがわからないのか」という姿勢は、1-1で引用した「利用者が小さくなっていたり、がみがみ怒られたり」に当たる。Cさんの語った「介護者」の機嫌によって左右される生活は、当事者の落ち着いた生活を奪い、「介護者」の顔色を伺ってしまい「利用者が小さくなって」しまう結果を生む危険を孕むと考える。

以上のようにBさんの語りCさんの語りから、介護を受ける時に、感情的にムラがあり、特にちょっとしたことでも激昂してしまう「介護者」は、本当に「困った介護者」であると感じていることがわかる。接するとき感情のゆれが強くなってしまふ人は、障害のある人の生活を支援し、自己実現や自立を支える、「介護者」として失格であると言わねばならない。「介護者」の気分のムラはその「介護者」の感情によって、利用者の日常生活が左右されてしまう危険性さえ孕むのである。確かに「介護者」はいうまでもなく、感情を持った人間であり、しかも厳しい労働環境の中では、感情に左右される言動は多々起こる現象である。しかしそうした「介護者」の姿勢が、確実に重い障害のある人たちの生活の質に影響を与えるものであると、「介護者」は肝に銘じなければならないであろう。著者も長い「介護者」

としての経験の中から、思い当たることがたくさんあり、自戒をこめて記すものである。

まとめると次のようになる。

- ・人権感覚・平等感覚の欠如（Bさん）
- ・ノーマライゼーションの精神からかけ離れた、しかも感情的な人（Cさん）
- ・接遇マナーに問題にある人（Bさん）
- ・感情的にムラのある、小さなことで感情的になる人（Cさん）

1-3 価値観の押し付け・型にはめる介護者

(1) Aさんの語り

Aさんは、幼い頃に養護学校⁶⁾入学前にリハビリテーションを目的として、ワーカーの勧めにより施設に入所する。その時の経験から「困った介護者」について語ってくれた。

- ・一番初めはK園、学校に入るために、今言うリハビリをするために入ったのですが、3か月・いちばんむずかしい年頃だった……私の中でも障害者であることを理解していない年頃だった。看護師さんか先生に介護を受ける羽目になった。やれ水は一杯しか飲んじゃいけない、お茶しかだめ、おやつ以外の時間以外は何も食べちゃいけない、私にとっては融通がきかない場所でした。あとここで経験した介護といえば、未だにそういう人が苦手だと思う、今もトラウマになっていると思うんですけど、自分の価値観で型にはめたいという人が苦手ですから
- ・6歳の時のナースの人。看護師・型にはまらないとご機嫌が悪くなったり、自分の思っている障害者の形にしたいと思われると、私は後ろに進みたくなる。逃げたくなる。
- ・言葉使い、若いときはすごくいやでした。今はどっちかというところ、もっと私を型にはめないと意地悪をされる。（中略）仲のいい人と話していると横から茶々を入れてきたりとか、言わないのに言ってもいないことを言われたりとか、いわゆる無言で介護されたりとか、それが一番辛い。

このAさんの語りは、障害者関係の著書にはよく登場する当事者の「怒り」でもある。

杉本⁷⁾によると、1956年の「厚生白書」には、身体障害児に対する施策として、「早期発見・早期治療」と「極力障害の除去ないし軽減を図ることによって、将来の自活能力を与えることが肝要」「『障害』は本来あってはならないもの、忌むべきものとしつつ、『更生』可能なものに対しては訓練・指導を（中略）というのが施策の基本的考え方であった」といえるとしている。このことからみられるように、いうまでもなくAさんの入所していた（当時は「収容」といった）施設は訓練・指導のための施設であった。

小山内⁸⁾は9歳からの4年間施設と養護学校が併設されたところで暮らし、子どもたちが「おやつと愛に飢えた狼のようだった」「冷たいところだった」「夜どんなにのどが渇いても水が飲めず」「ご飯の上におかずがのせられて」口に運ばれる。「子どもは何もいわないけれど抵抗する言葉はいつも心に閉まっている」「『あなたはわがままね』とどうしてもやりたいことやどうしても嫌いであることを告げるとわがまま者と言われ、何度言われたことだろうか」と回顧する。

Aさんの「困った介護者」は今もトラウマとなり、型にはめよう、価値観を「介護者」に合わせるよ

⁶⁾ 現在の特別支援学校

⁷⁾ 杉本 章 (2001)「障害者はどう生きてきたか」ノーマライゼーションプランニング、P57.

⁸⁾ わがままについて—小山内は、「きっと言い訳できないままに片付けられ、コンプレックスを背負って生きている人は多いと思う。しかし医学や科学、心理学がもっと進めば、いままでわがままとみなされていた事柄に対する理由が解明され、不要なコンプレックスをもつこともなくなるはずだ」と述べている。（小山内美智子《2003》「あなたは私の手になれますか」中央法規、P20.）

う求められると「逃げたくなる」と語った。Aさんのこの思いは、「専門職」への不信に繋がっている。

平田⁹⁾は障害者虐待防止法作成にあたって、特に「人格的虐待」を取り入れる必要があると主張していた。それは障害があることによる「人格的な虐待を受ける危険がある」。「障害者に対する施設内虐待では『訓練』や『指導』という名の虐待が行われてきた歴史がある。そのような正当化を許してはならない」と述べている。さらに「虐待は「自分が気づいていない小さなことから始まる」。また「虐待は気が付きにくい小さな行為が一方的な権利侵害に当たることも多い」と述べている。

まとめると次のようになる。

- ・自分の「型にはめる」「介護者」(Aさん)
- ・価値観を押し付ける「介護者」(Aさん)
- ・堅苦しい人・柔軟性の乏しい人 (Aさん)

1-4 障害への理解・配慮と個別性への理解

(1) Cさんの語り

Cさんは、「自分の願い」として以下のように語った。

自分の考えやり方で介助しないで。たとえば、座位の姿勢を作ってもらうのに、微妙なんですね。1cm2センチの差で、こう、車いすののっけてもらってから右側のスカートを引っ張っておしりを右にずらしてもらうんですけど、ちょっとずつやってっていつも頼むのね。ちょっとやって足りなくて、もう1回もう1回、3回くらい引っ張ってもらうことがあるんですけど、それを、1回ぎゅって引っ張れば同じじゃないかって思う人もいると思うんですけど、2回でいい時もそれはあるし、私のちょっとっていう気持ちっていうのかな、願ってっていうのかな、そういうのをわかってくれる人がほしいな。それが入居者の要望にこたえてほしいって一つ例なんですけれど、私の「ちょっと」っていうのも別の人の「ちょっと」っていうのも違う。一人ひとりの「ちょっと」っていうのを考えてくれる人がいいなっていう。例えば横にもらった時に、右腕をちょっと開いて、もう一回ちょっと開いてって、ちょっと戻してちょっと戻してって言って、結果的に同じところに戻った様に見えるかもしれないけど、まあそういうのを職員としては、何でそんなことまでって、とか神経質だとか我ままだなんて思う人もいるかもしれないんですけど、ちょっと動かしてちょっと戻す、ということをやってもらったことによって楽な姿勢になれるっていう身体の事情もあるので、そのわずかな願いを我侷っていう風に取りたくないでほしいなって。ヘルパーさんから話を聞くと、重い方のところに行くと、こだわりが強い人がいるって聞くんですね。でその人が言ったのは、15分20分かけて頭の半分を洗ってほしいみたいなこと、常識には考えられない要求をするんですけど。でも私から思うと、ALSの方がこうやってほしい、15分20分かけて洗ってもらうことによって、気持ちが良いとか、快適だと思えるんだったら、その人が何を望んでいるのかっていうか、やってあげたらその人が何をもらえるのかっていうのを先に考えてほしいなっていったのね。常識でやってほしいことを判断しないで、やったら何をもらえるのかっていうことを考えてほしいっていう。

Cさんの語りは以上の様に、「ちょっとへの理解」は「介護者」が自分のやり方で介護を行なう、すなわち本人にとって重要な「ちょっと」をわがままとか神経質と切り捨て、理解できない「介護者」を「困った介護者」であると考えていると筆者は理解した。この「ちょっと」は、Cさんが座位を保つために必要な「ちょっと」であり、それは一人ひとり違う個別的な「ちょっと」なのである。あわせて自分の事ではないが、あるヘルパーさんの言った「ALS¹⁰⁾の方の常識では考えられない要求」について、

⁹⁾ 「現在の社会福祉—100の論点」 平田厚 (2010) 全国社会福祉協議会、P126。

¹⁰⁾ 筋委縮性側索硬化症

本人の「気持ちのよさや快適感」を理解することは、「何が得られるのか」を一人ひとり違う障害や本人の個別の状況から考えていくことだと考察する。

まとめると次のようになる。

- ・障害への理解・個別への学び、理解が必要（Cさん）

2 「困った介護者」の内容

以上のように「困った介護者」として協力者が語ってくれた内容は以下の5つのカテゴリーの表にまとめることが出来るだろう。

表-2 <「困った介護者」の内容>

カテゴリー	語りからのまとめ
介護者（スタッフ）主導の介護・頼まれたくないオーラ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者主導の介護への警鐘（Cさん） ・頼まれたくないオーラ（Cさん） ・自立生活を支える介護-善意であっても当事者の指示のもとで行なうことの重要性（Bさん）
平等感覚の欠如・感情にムラがあることの弊害	<ul style="list-style-type: none"> ・平等感覚の欠如・ノーマライゼーションの精神からかけ離れた、しかも感情的な人（Bさん） ・感情的にムラのある、小さなことで感情的になる人（Cさん）
価値観の押し付け・型にはめる介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の「型にはめる」介護者（Aさん） ・価値観を押し付ける介護者（Aさん） ・堅苦しい人・柔軟性の乏しい人（Aさん）
障害への理解・配慮と個別性への理解のなさ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害への理解・個別への学び、理解が必要（Cさん）

3 「困った介護者」についての考察

当事者は、「介護者」主導の介護を否とする。施設の中において、生活に必要なことを「頼む」場合でも「頼まれたくないオーラ」のある「介護者」には頼めなくなってしまう、と語った。感情にムラがある「介護者」は、介護を必要とする人が、「介護者」の顔色を窺い、対等な人間関係が成立しなくなる危険性を持つと理解できる。さらに「困った介護者」には、「介護者」として必要な「人権意識」の欠如や「平等感覚の欠如」「価値観を押し付け」「型にはめる」傾向が見られる。このことは、障害者の歴史から考えると明確なように、保護されるのではなく「主体的に生きる」人間としてのあり方や、障害のある人への偏見・差別に関しても、「介護者」の心の有り様に警鐘を鳴らす語りであると考えられる。さらに、専門家が主導し、指導するといった従来の「医療モデル」¹¹⁾に対する警戒でもある。

また「障害への理解・配慮と個別性への理解のなさ」については、Cさんが語る「ちょっとへの理解」が障害のある人の気持ちを端的に表しているのではないかと考える。というのは、障害や個人によって

¹¹⁾ 佐藤・小澤は「医療モデル」について「利用者は知識を与えて利用者が専門的な指導に従う存在である」と述べている（佐藤久夫・小澤温、2007「障害者福祉の世界」有斐閣アルマ、P109.）

一人ひとりの身体や心はみんな違っており、個々それぞれに異なる「ちょっと」が存在する。その一人ひとり違う「ちょっと」をわがままとか自分勝手と一方的に判断されることは、自己決定や主体性をも奪われる危険性を意味するものではないだろうか。

当事者のこうした語りは、極端な感情のムラや言葉の問題は論外としても、専門職に求められる「あるべき姿」に対する警鐘でもある。当事者の語る実態は、介護者が専門職としての「指導」や「姿勢」を強調すると、容易に「困った介護者」に陥りやすい側面を持っていることを明らかにするものだからである。専門家が主導権を握り、価値観を押し付け、その下で介護を受けてきた人たちがいるという事実が存在する。それが今も「トラウマになっている」という切実なAさんの語りは強烈である。

「困った介護者」の対処法については、3人が3人ともに違っていた。ここではその是非について述べるものではない。ただ、鈴木は「スウェーデンのアドルフ・ラッカ氏が公演の中で『自分のやって欲しくない人に介助をやってもらうことは人権侵害だ』と明言している」と述べている¹²⁾、ことに着目したい。

「介護者」は当事者自らが選び育てる、という観点で当事者の「介護者」を捉えるとき、自分には合わない「介護者」との契約を打ち切ることがあって然るべきである。施設の中にあっては、管理者としての示すべき姿勢も問われるであろう。「介護者」は、そうした厳しい状況の中に立たされているという認識を持つことも求められているのではないだろうか。トラブルを抱えた当事者の思いからは、苦しい心の内が推察される。打開策を希求しているからこそ、勇気を持って語って下さったと考える。そうした苦しい思いを持って生活をしている当事者の存在を忘れてはならない。

当事者からの「困った介護者」としての語り、特に「困った介護者の」人権意識・平衡感覚の欠如・障害への無理解は、障害者虐待への警鐘である。確かに当事者の語りの内容は、障害者虐待防止法に定められた通報・立ち入り調査等が課せられた内容には至らない。しかし虐待行為、特に心理的虐待に発展する可能性を十分含んでいると考える。

4 施設従事者による障害者虐待を防止するために

ここでは施設従事者による虐待を防止するためにどういったことが求められているのかについて述べ考察を行う。

平田¹³⁾は虐待防止のためには「利用者と事業者の対等な関係」「権利意識の保持」「風通しの良さ」「チェックの仕組み」が必要であると述べている。

また佐藤¹⁴⁾は19歳の利用者A氏が職員の身体的虐待によって死亡した、袖ヶ浦福祉センター事件の経験から、虐待の原因について以下のように述べている。「閉鎖的ゆえに外部は虐待に気づくことができにくい構造が出来上がっていた」。「他の施設からみれば袖ヶ浦のセンターは『姥捨て山』のような扱いを受けていた。(中略) 孤立した閉鎖的な空間の中で、利用者と福祉職員が、社会から切り離された生活を強いられたらどうなるか」。「利用者は人間ではなく問題行動を起こす面倒な厄介者でしかない、そうした視野狭窄を起こしていたのではないか」と指摘する。さらに「支援の困難な人を隔離して(中

¹²⁾ 鈴木徳子 (2004) 「日常生活における介助、支援のあり方」福祉労働編集委員会『福祉労働104』現代書簡、P46.

¹³⁾ 「現在の社会福祉—100の論点」平田厚 (2010) 全国社会福祉協議会、P126.

¹⁴⁾ 佐藤彰一 (2014) 「手をつなぐ—虐待防止の検証と防止に向けた取り組み」全国手をつなぐ育成連合会、後編、P30～

略)施設の人たちの事を忘れきって生活している。(中略) 私たちにはまったく責任がないのでしょうか。閉鎖社会を作りだしているのは、私たちではないでしょうか」と問題提起している。

増田¹⁵⁾は日本における障害者虐待の課題として、障害を理解する機会の不足・環境の密室化・支援者の労働環境等々をあげている。さらに解決に向けてのシステムとして、そうした課題を克服すること、職員(施設従事者)の資質の改善をあげている。さらに宗澤¹⁶⁾は福祉施設従事者の虐待好発の構図として「虐待者の条件のキーワードは、虐待行為や虐待行為を正当化する『強い動機』を持って」おり「囚われてしまうからである」と指摘している。「自己中心的な視点からしかものを見たり考えたりできず」「相手の立場に立てなくなる」。それは人目のない密室性の高さから来る問題であると指摘している。

まさに当事者が語ってくださったこと、“障害の理解のない人は困る”“職員の環境改善が求められる”“介護者主導の介護”という声と一致する。言うまでもないことであるが、福祉を仕事とするものは、“障害を理解する”ために学ぶことが求められている。

施設や職場においても、何故虐待が起こるのか、何が虐待なのか、障害のある人の人権について意識を育てていく研修が欠かせない。法律を知り、虐待が起こる背景とよりよい支援や働くことの意味や保障について、更には障害のある人の権利について、学んでいくこと、学びつづけることが求められている。多くの人が障害者虐待防止法という法律を知り、身近な問題としてとらえていくことが一歩となろう。

5 おわりに

今年2015年は終戦70周年の節目の年である。「戦争」はまさに「虐待」が集約されていると考える。一般社団法人日本社会福祉学会は「戦後70年目の8月15日によせて」¹⁷⁾と題し、社会福祉系学会会長共同声明を出した。内容は国会で審議されていた「安保法制」に関する議案に対して、「『積極的貢献』がある国をめぐる脅威の抑止力になりえるかどうかは、世界の各地で、今日も続けられてきている戦争の実態から、冷静な判断が必要である」とした上で「社会福祉学の立場から以下の危惧を表明したい」とし「いったん始められた軍事活動は、それが『後方』支援であろうと、同盟国への支援であろうと、そこに巻き込まれた国々の人びとの命と日常生活を一瞬にして奪い、孤児や傷病・障害者を増やすだけでなく、それらの深い傷跡が、人びとの生活に長い影響を与え、しばしば世代を超えて受け継がれていく実態がある」。そして「子ども、障害者・病者など『血を流す貢献』ができない人びとが、こうした事態の中で最も弱い立場に追いやられる」と。

戦時下、障害のある当事者が経験したことを伝えてくれる書物は数多く存在する。『ノーマライゼーション』8月号では「戦後70年、戦争と障害者」を特集として組んでいる。その中で山田は「国家の米くい虫」とからかわれ、だからこそ「強固な戦争協力者にならざるを得なかった」状況を手記で伝えている¹⁸⁾。松本は寒さと飢えの為、多くの児童が亡くなった学童疎開の体験を手記している¹⁹⁾。また優生

¹⁵⁾ 増田公香 (2014)「当事者と家族からみた障害者虐待の実態」、明石書店

¹⁶⁾ 宗澤忠雄編著 (2013)「障害者虐待」中央法規、P211.

¹⁷⁾ 日本社会福祉学会ホームページ <http://www.jssw.jp/>

¹⁸⁾ 山田親幸 (2015)「ノーマライゼーション8月号 私の戦争体験」日本障害者リハビリテーション協会、P16.

¹⁹⁾ 松本昌介 (2015)「ノーマライゼーション8月号 障害児学校の学童疎開」日本障害者リハビリテーション協会、P22.

思想政策によって、障害のある人たちが安楽死の名のもとに大量虐殺された、ナチスドイツの障害者安楽死計画²⁰⁾ はあまりにも有名である。小俣²¹⁾ はこの安楽死計画を「単に戦後70年が過ぎたという今年だけの問題」ではなく「将来への記憶の継承という点でも重要な歴史テーマである」と指摘している。

障害のある人たちが生きてきた歴史、そこから育まれてきた思い、語られることばの一つひとつを我々はけして無にしてはならない。そして障害の有無に関わらず、共に生きる社会を構築することこそが求められていると再確認する思いである。

謝辞

今回インタビューに協力してくださった方々は、心豊かに生きるための術を持っておられ、一人ひとり違う心情を持ち、その方の視点で語っていただきました。語りの一つひとつが私にとっては、新鮮であり学び深いものでした。皆様に心からの感謝申し上げます。そしてインタビューに協力して下さる方を紹介して下さった皆様、励ましご指導して下さいました各先生に心から感謝申し上げます。なお本研究は、東洋大学修士学位論文の一部を加筆修正したものです。

注1) 「当事者」について……「当事者」について中西は「当事者とは『問題をかかえた人々』と同義語ではない。ニーズはあるのではなくつくられる。当事者本位という言い方は『あなたが必要とするものを私たちが提供してあげましょうというパターンリズム（温情的庇護主義）』であり「当事者の権利が奪われてきた歴史がある」と述べ、当事者を「ニーズを持った人々」と定義している。それは「問題は社会のあり方によって変わるから」であり、『『障害者』に『問題』や『障害』を抱え込ませた原因は社会のしくみの側にある。社会の「お客様」ではなく主人公すなわち『当事者』である』と述べている。さらに「パラダイムの転換」が必要であり、当事者は「社会のお荷物ではなく、お客様ではない。「非障害者である専門家が『障害』を定義し、等級をつけ、非障害者に近づけるようにリハビリや治療方針を立て、彼らが適切と考えるライフスタイルをおしつけて施設収容を促進してきた。何が自分のニーズか自分にとって何が適切かを一番よく知っているのは当事者自身である。障害者のニーズは障害者の数ほど千差万別で標準化できない。」と述べている。(中西：2003：3) 本論では中西の示す「当事者」を「当事者」として使用する。

注2) 「障害」について……当事者の著した文書の中で「障害」の「害」の使用について「障碍」を使用する場合や「障がい」とすることが見られる。ここでは「求められる介護福祉士像」報告書で「障害」を用いていることから、「障害」を用いるが、文面によって引用する場合は「障がい」を用いることとする。用いた引用の中には「障碍」という用語は使用されていなかった。

注3) 「介護者」「施設従事者」と言葉が混在している。もともと本論の研究は「介助」が必要な障害のある当事者から「介護者」に対する思いやエピソードなどをインタビューし、語っていただいた内容がもととなっている。当事者が語って下さった内容を表すときは「介護者」の方が適当であるため、「介護者」とする。「施設従事者」という表記は「介護者」を含んでいる。介護者という表記は、括弧を付け「介護者」とした。

²⁰⁾ ヒューG. ギャラファール (2005) 「ナチスドイツと障害者『安楽死』計画」現代書館

²¹⁾ 小俣和一郎 (2015) 「ノーマライゼーション 8月号 ナチズム期の『安楽死』計画と障害者」日本障害者リハビリテーション協会、P12.

<参考文献>

- ・「第8回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見なおしに関する検討会」(2006)
- ・中西正司・上野千鶴子 (2003)「当事者主権」岩波書店
- ・秋田喜代美・能智正博 (2007)「はじめての質的研究法4」東京図書
- ・「ふれあいケア5」(2008) 全国社会福祉協議会
- ・東俊裕監修 (2008)「障害者権利条約でこう変わる」NPO法人DPI日本会議
- ・「介護福祉士 夏号63」(2006) 財団法人社会福祉振興・試験センター
- ・川喜多次郎 (1967)「発想法」中央公庫新社
- ・日本介護福祉教育学会 (2009)「介護福祉教育27」中央法規出版
- ・杉本 章 (2001)「障害者はどう生きてきたか」ノーマライゼーションプランニング
- ・「当事者からの介助・介護論」(1997) スタジオ“1”生活支援ネットワーク編集委員会
- ・障害者虐待防止・対応に関わる法の理解
www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/.../3%20hourikai.pdf 2015年8月18日取得
- ・障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き
www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/.../0000079704.pdf 2015年8月18日取得
- ・サングループ裁判出版委員会 (2004)「いのちの手紙」大月書店

